

特定非営利活動法人みつはのき 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みつはのきという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡王寺町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、障害をもつ人々と、そのきょうだいに対して、安心して交流できる場を提供し、心の安定を補助し、障害者と健常者の枠を超え共生していくための事業を行う。さらに、障害をもつ人々が地域社会で自立して暮らしていけるよう、福祉サービスを提供し、日常支援活動を行う。加えて、食を通じた地域コミュニティの活性化と地域福祉の向上を促進する。また、地域交流の新たな拠り所となり、年齢、性別、国籍、障害の有無を問わず多種多様な人々が出会う環境づくりに努め、地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 放課後児童健全育成事業
 - ② ヤングケアラー支援のための事業

- ③ 生涯学習に関わる事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ その他、第 3 条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人に所属し、様々な市民活動に主体となって取り組む個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理

事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決によって決定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 曾根 凌我

副理事長 前田 友晴

理事 加藤 禎子

同 中島 典子

同 黒崎 愛子

監事 島田 裕章

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 一口 5000 円(1 年間分)
- (2) 賛助会員会費(個人) 一口 3000 円(1 年間分)
(企業) 一口 10000 円(1 年間分)

(3) 活動会員 なし

7 この法人の設立当初の主たる事務所は、奈良県北葛城郡王寺町畠田 5 丁目 18-3 に置く。

役員名簿

特定非営利活動法人 みつはのき

役名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事	曾根 凌我 ソネ リョウガ		有
理事	前田 友晴 マエダ トモハル		有
理事	加藤 禎子 カトウ シンコ		無
理事	中島 典子 ナカジマ ノリコ		無
理事	黒崎 愛子 クロサキ アイコ		無
監事	島田 裕章 シマダ ヒロユキ		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として「ヤングケアラー」という言葉が注目を集めています。このヤングケアラーという言葉の浸透を受けて、ケアを受ける本人だけでなく、そのケアをする人にも支援が必要である、という考えが注目されています。障害者を兄弟姉妹にもつ者である「きょうだい児」もまた、ヤングケアラーに属するものであり、支援の対象となるべきケアラーです。しかし、人々の関心はどうしても障害者当人や、主にケアを担うその親に向かいがちであり、きょうだい児の存在は見落とされることが多く、当事者同士の繋がりも希薄であるのが現状です。

ヤングケアラーは日本社会が抱える問題であり、きょうだい児もまた多くの問題を抱えています。しかし、ケア対象から隔離したからといって、ケアラーの問題が解決するわけではありません。ケアラーとケア対象の健全な関係を保ちつつ、ケアラーが望むように生きられるようにする。そのためには、障害者ときょうだい児の双方を支援し、お互いにわだかまりなく過ごせるような支援が必要であると私たちは考えます。

私たちは、共同生活援助事業によって障害者を支援しつつ、食の事業によってたくさんの縁をつなぎ、きょうだい児支援事業を推進していくことで、ケアラーとケア対象が共生できるコミュニティを実現します。

これらを目的に、障害福祉サービスとヤングケアラー支援を提供する事業体として、特定非営利活動法人みつはのきを設立します。

2 申請に至るまでの経過

- 2025年8月 非営利団体 つなぎのね発足
- 2025年8月 任意団体 ごはんのわ発足
- 2025年11月 ごはんのわにて販売事業
- 2025年11月 つなぎのね及びごはんのわの合併を検討
- 2025年11月 NPO 法人格取得を検討
- 2025年12月 きょうだいの会開催
- 2025年12月 特定非営利活動法人みつはのき設立発起人会開催

令和8年 1月 31日

特定非営利活動法人 みつはのき
設立代表者 大阪府松原市上田4-2-23-201
曾根 凌我



2026年度事業計画書

成立の日から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人みつはのき

1. 事業実施の方針

- ・障害者と、そのきょうだいに対して、安心して交流できる場を提供する。
- ・地域社会づくりと福祉の増進に寄与する。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に関わる事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 障害福祉サービ ス事業</u>	グループホーム を運営し、障害者 の社会参加を促 す	6月より	玉寺町	5名	2名	5949
<u>放課後児童健全育 成事業</u>	学校、家以外の子 どもの居場所を 作り、健全な発達 に貢献する	今年度は 実施なし				
<u>ヤングケアラー支 援のための事業</u>	当事者の会など、 交流の場を設置 し、当事者が必要 とする支援につ なく	設立日か ら	関西一 円	2名	10名	136

<u>生涯学習に関わる事業</u>	障害やヤングケアラーに関するセミナーや講座をひらき、学習する機会を提供する	今年度は実施なし				
<u>その他の事業</u>	法人の目的を果たすために行うその他諸々の事業、食の事業を含む	4月から	奈良県	2名	10名	70

2027年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人みつはのき

1. 事業実施の方針

- ・障害者と、そのきょうだいに対して、安心して交流できる場を提供する。
- ・地域社会づくりと福祉の増進に寄与する。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に関わる事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 障害福祉サービ ス事業</u>	グループホーム を運営し、障害者 の社会参加を促 す	4月より	王寺町	6名	4名	9494
<u>放課後児童健全育 成事業</u>	学校、家以外の子 どもの居場所を 作り、健全な発達 に貢献する	今年度は 実施なし				
<u>ヤングケアラー支 援のための事業</u>	当事者の会など、 交流の場を設 置し、当事者が必 要とする支援につ なく	4月より	関西一 円	5名	10人	173

<u>生涯学習に関わる事業</u>	障害やヤングケアラーに関するセミナーや講座をひらき、学習する機会を提供する	4月より	関西一円	2名	10人	10
<u>その他の事業</u>	法人の目的を果たすために行うその他諸々の事業、食の事業を含む	4月より	奈良県	3名	10名	249

活動予算書
設立から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 みつはのき
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	50,000
.....	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
賛助会員寄付	60,000	60,000
.....	0	0
3. 受取助成金等		
助成金など	100,000	100,000
自立支援費収入	5,837,564	5,837,564
.....	0	0
4. 事業収益		
シェアハウス事業収益	50,000	50,000
共同生活援助事業収益	900,000	900,000
食の事業収益	300,000	300,000
子ども食堂収益	100,000	100,000
相談支援事業収益	84,000	84,000
.....		
5. その他収益		
受取利息	0	0
.....		
経常収益計	7,581,564	7,581,564
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	4,334,600	4,334,600
.....		
人件費計	4,334,600	4,334,600
(2) その他の経費		
事業所家賃	1,230,000	1,230,000
家財・備品	350,000	350,000
消耗品費①(住まい事業)	120,000	120,000
消耗品費②(食の事業)	20,000	20,000
消耗品費③(ヤングケアラー支援事業)	36,000	36,000
施設利用費	64,800	64,800
損害保険	0	0
.....	0	0
その他の経費計	1,820,800	1,820,800
事業費計	6,155,400	6,155,400
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,830,000	1,830,000
.....		
人件費計	1,830,000	1,830,000
(2) その他経費		
事業所家賃	0	0
交通・通信	72,000	72,000
修繕費	540,000	540,000
光熱費	120,000	120,000
事務経費	50,000	50,000
消耗品	50,000	50,000
会議費	5,000	5,000
交際費	45,000	45,000
印作成費	700,000	700,000
法人税	0	0
支払利息	0	0
.....	0	0
その他の経費計	1,582,000	1,582,000
管理費計	3,412,000	3,412,000
経常費用計	9,567,400	9,567,400
当期経常増減額	▲1,985,836	▲1,985,836
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
.....	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
.....		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	▲1,985,836	▲1,985,836
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額	▲1,985,836	▲1,985,836

活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 みつはのき
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	50,000
.....	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
賛助会員寄付	90,000	90,000
.....	0	0
3. 受取助成金等		
助成金など	200,000	200,000
自立支援費収入	15,763,637	15,763,637
.....	0	0
4. 事業収益		
住まい事業収益	2,400,000	
食の事業収益	600,000	600,000
子ども食堂事業	200,000	200,000
相談支援事業収益	126,000	126,000
.....		
5. その他収益		
受取利息	0	0
.....		
経常収益計	19,529,637	19,529,637
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	5,854,400	5,854,400
.....		
人件費計	5,854,400	5,854,400
(2) その他の経費		
事業所家賃	1,800,000	840,000
家財・備品	2,000,000	350,000
消耗品費①(住まい事業)	120,000	120,000
消耗品費②(食の事業)	40,000	20,000
消耗品費③(ヤングケアラー支援事業)	36,000	36,000
施設利用費	75,600	64,800
.....	0	0
その他の経費計	4,071,600	4,071,600
事業費計	9,926,000	9,926,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	4,140,000	4,140,000
.....		
人件費計	4,140,000	4,140,000
(2) その他経費		
事業所家賃	0	0
交通・通信	72,000	72,000
修繕費	40,000	40,000
光熱費	120,000	120,000
事務経費	50,000	50,000
消耗品	50,000	50,000
会議費	5,000	5,000
交際費	45,000	45,000
法人税	214,832	214,832
支払利息	0	0
.....	0	0
その他の経費計	596,832	596,832
管理費計	4,736,832	4,736,832
経常費用計	14,662,832	14,662,832
当期経常増減額	4,866,805	4,866,805
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
.....	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
.....		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	4,866,805	4,866,805
前期繰越正味財産額	▲ 1,985,836	▲ 1,985,836
次期繰越正味財産額	2,880,969	2,880,969